

制限付一般競争入札公告

電子契約サービス利用契約について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和5年11月1日

守山市長 森 中 高 史



1 契約の概要

- (1) 入札番号 1117-3
- (2) 契約名称 電子契約サービス利用契約
- (3) 場 所 守山市吉身二丁目5番22号（守山市役所）他
- (4) 契約期間 契約締結日から令和9年2月28日まで（長期継続契約）
 - ア 導入期間 契約締結日から令和6年2月29日まで
 - イ 利用期間 令和6年3月1日から令和9年2月28日まで
- (5) 契約概要
 - ア 電子契約システムの提供（LGWAN-ASP対応含む）
 - イ 例規改正支援
 - ウ 保守およびサポート対応
 - エ その他

2 入札方法および開札日時等

- (1) 持参もしくは郵便による入札とする。（郵便入札封筒記載例を参照のこと）
- (2) 封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、入札番号等の必要事項を記載のうち、持参、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかで入札書等到達期日必着とする。
- (3) 提出先 〒524-8585 守山市役所 総務部 契約検査課
- (4) 入札書到達期日 令和5年11月16日（木）
入札書到達期日間際に手続きをされる場合は、必ず窓口で到達期日を確認して下さい。
入札書に記載する日付は、作成日とすること。
- (5) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、提出すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。
 - ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 実績等調書（様式第2号）

実績等調書には、以下のいずれかの書類を添付すること

(ア) 契約書および仕様書の写し

(イ) 履行証明書の写し

令和5年度守山市役務委託等業務業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者以外の者が入札に参加する場合は、ア、イの書類に加え、次の書類（各1部ずつ）を提出すること。なお、写しの提出も可とする。（発行後3か月以内）

ウ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）

エ 印鑑証明書

オ 直近年度の国税、市町村税の完納証明書（未納がないことを証明するもの）

※国税に未納がないことを証する書類は、「その3の3」とする。

※市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近1年分の納税証明書を添付することとし、「法人市町村民税、固定資産税」、に未納がないことがわかるもの。

(6) 郵送開始日 令和5年11月1日（水）

(7) 開札日時 令和5年11月17日（金） 午前10時15分

(8) 開札場所 守山市役所 3階 32会議室

(9) その他 郵便入札された方等は当該入札の開札に傍聴、立会いできます。

3 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

4 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5を徴収する。

5 前金払 前金払は行わない。

6 部分払 部分払は行う。

7 予定価格 設定する（非公表）

8 最低制限価格 最低制限価格は設けない。

9 無効入札

(1) 入札参加資格のない者（代理人等）のした入札

(2) 入札者が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書

(4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書

(6) 入札書到達期日より後に到達した入札書

(7) 代表者が同一の複数の入札書

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。

ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止およびその他措置を受けていない者

(4) 実績

令和2年4月1日以降に、国、地方公共団体または公共法人が発注した、電子契約システムの導入・利用に関する契約を受注し、公告日の前日までに完了し、引渡し済の実績を有する者

- (5) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを

知りながら、これを不当に利用するなどしている者

11 落札者の決定

- (1) 提出書類等は、開札後の事後審査とする。
- (2) 落札予定者（最低入札価格の者）が提出書類等により、入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格を有する者であるならば、落札決定し契約を締結する。
- (3) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に入札価格が低い者から同様に審査していく。
- (4) 落札者のないときは、別途日時を定め再度入札を行うことがある。
- (5) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、後日、日時を定めくじにより落札者を決定する。

12 その他必要事項

- (1) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出し

なければならない。

(2) 仕様書等を熟知しておくこと。

(3) 仕様書等の閲覧場所

守山市ホームページおよび守山市役所契約検査課カウンター

(4) 仕様書等の質疑は11月8日（水）午後5時15分迄とし、文書等で契約検査課に提出すること。回答は質疑のあった場合のみ11月10日（金）午後1時から契約検査課で提示する。

(5) この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(6) 落札者の決定から契約締結までの間において、当該落札決定者が守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）第3条および第4条に基づく入札参加資格停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

13 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者または免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 発注担当課および入札に関する問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部 契約検査課 担当者 横山

TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539